

## 部落差別と私

私は、第二次世界大戦の最中 1943 年に、福岡県の農村地域にある 40 戸ほどの被差別部落で生まれました。部落には、戦後の農地解放で土地を得た者も 10 戸ほどありましたが、そのほとんどが農業のみでは食べていけないわずかな土地しか持てませんでした。とりわけ旧植民地から引き揚げてきた部落の人たちの生活は困窮していました。そうした中であって私の生家は、祖父の働きで 12 反ほどの耕作地を持っており、部落のなかでは比較的裕福な方でした。このころ私の部落には解放運動がまだ十分に組織されていませんでした。

日常生活の様々な場面で、私たちは自分が差別を受ける身なのだということを思い知らされます。私が部落差別を意識するようになったのは小学校 5 年生の頃です。役場から届く郵便に書かれている地名が普段使っているものと違う新しい地名だったことを見つけました。敗戦後、部落だとわかる地名を嫌い替えたようです。今日でも、町名変更をめぐる、周辺住民が部落と同じ町名を拒否するといったことが起こります。当時、疑問に思った私の質問に「そんなこと知らなくていい」と言った父の言葉に、差別から逃れるために部落を隠さざるを得ない心情を感じ取っていました。

また、結婚をめぐる差別を知らされました。部落外と同級生の話には、近隣で婚姻が結ばれることが話題に出ますが、私の部落にはそう言ったことはありません。遠く離れたところとの結婚が常でした。それは、部落民どうしの結婚でした。結婚をめぐる差別は現在に続く深刻な問題です。

こんなこともありました。私の祖父は他県の部落外からの養子ですが、祖父の妹さんが時折遊びに来ていました。ある時、その妹さんのお連れ合いが父に「この辺りにまだヨツっておるかね」と聞きました。大叔父の言葉にその場の雰囲気は凍り付くのが小学生の私にも手に取るように分かりました。父はその場をとりつくろうように言葉を濁すばかりで、私が「おじさんがいったのはどういうことか」と聞いても、「関係ない」と言うばかりでした。「ヨツ」という言葉は、もともと意味は数字の 4 ですが、部落民が牛馬の死体処理をやらされたりして 4 ツ足を扱う人間だということで差別する言葉として使われています。そうした侮辱を受けても、その時の父や大人たちはごまかすしか術がありませんでした。そうした態度に、これは触れてはいけないものだということを、子ども心に刻まれていていったのだと思います。

中学校では級友の露骨な偏見に出会います。日わく「君のところの組坂という姓のものはみな、先祖が朝鮮半島から来ているらしいね」と。在日朝鮮人もまた日本社会の中で差別を受け苦しんでいます。“先祖が朝鮮から来たものだから部落は差別されている”という偏見で、級友は彼の父親に教えられたそうです。先祖が朝鮮人であるはずはないと思い、家に帰って尋ねた私に、父は「朝鮮人じゃない」と強く否定しました。そこには、“朝鮮人と一緒にされたくはない”といった差別意識がありました。あの時、私たちを差別する他の日本人と同じように、父もまた、そして私も、朝鮮人への差別意識を持たされていたのです。

思い返すに悔やまれることですが、解放運動を知らない私たちは、朝鮮人差別から自由ではなく、見事に分断されていたのです。

また、高校3年の時の体験は、心に大きな衝撃を受けました。おつき合いをしていたガールフレンドに、私の部落の近くに住む部落外の女性の同級生がいて、その友だちが「組坂くんが部落だと知っていて付き合っているのか」と彼女に問うたそうです。二人の間に第三者からもたらされる差別に戦慄しました。敗戦後の日本は民主憲法のもと人間の自由と平等は当たり前前の社会になっていると信じていた私は、この事件に驚くとともに、理不尽な差別に心の底から憤りを覚えました。

こうした被差別体験から私は、部落差別のないところへ行きたいという願望を募らせることとなります。郷里を遠く離れた東京の大学に進学した時も、近代的な大都市・東京には部落差別はないだろうという淡い期待がありました。しかし淡い期待はすぐに裏切られます。東京でも部落差別がありました。なかでも、大学の友人に戸籍に部落民とわかる印が付けられていると聞いた時は、絶望感におそわれました。というのも、戸籍制度は日本独自の制度で、国家による人身掌握のためのもので、現在も存続する、大きな問題を孕む制度ですが、当時は就職採用時にも当たり前のように企業へ戸籍抄本を提出していましたから、そこに部落民の印が付けられていることに、何処へ行こうが部落差別からは逃れられないのだと痛感したのです。もっとも抄本に印はついてなかったという事を後で知りましたが。

戸籍については水平社のあるところから抗議していますが、このころの戸籍にはまだ封建時代の旧身分がわかる記載が残っていて、驚くべきことに、閲覧自由だったのです。部落解放同盟の闘いにより全面閲覧禁止を勝ち取るのは1968年のことです。

これまで述べてきた体験は私個人のものですが、それは過去のものではなく、今日も部落民であれば体験する差別なのです。例えば10年ほど前、中学生だった私の娘に姓を変えられないかと問われました。私の故郷では「組坂」という姓で部落民と解ります。私も40年前、部落差別から逃れるために同じ問いを父にしたことがあります。娘は、名前を名のった後にかえってくる気まぜい雰囲気やよそよそしさに、差別的な視線を感じていたのでしょう。

また、2001年には親戚の青年が結婚差別を受けました。彼が部落出身であることを理由に、相手の女性の親戚が結婚に猛反対し、式の日取りまで決まっていたにもかかわらず破談になってしまいました。

部落差別は私人間にとどまりません。同じ2001年に、複数の県に支店を持つ宅建業者が、私の住む小郡市の役所に、被差別部落の所在を問い合わせるといふ事件が起きています。不動産取引において被差別部落が忌避されている現実が今日もあります。

さらに1998年には、大阪の大手調査会社が3000もの企業と契約を結び、主に求人

採用に際し企業から送られる就職希望者の個人情報をもとに、被差別部落出身、宗教、思想、民族など身元調査を行っていたことが発覚しました。この大規模な差別身元調査事件は、大きな社会問題となりましたが、私たちの知らないところで巧妙に部落を排除し社会の底辺に押し込める仕組みが今も機能していることを、この事件は証明しています。

また今日、インターネットを通じ、私たちの知らないうちに差別情報が大量に流布しています。例えば、“部落地名総鑑”を模した部落の所在地一覧がネット上に流れています。“部落地名総鑑”は1975年に存在が明らかになった差別書籍です。日本を代表する大企業200社以上も購入し採用にあたって部落出身かどうかを調べていました。個人が結婚調査を目的に購入する事例も報告されています。興信所・探偵社には常備されているとさえ言われましたが、現在こうした情報がインターネットを通じ、瞬時に不特定多数に行きわたり、安易に複製されます。あるいは、地域や団体、個人への差別・攻撃を煽る書き込みが横行しています。情報技術の進展が差別の拡大ではなく、人権の伸長につながるような制度づくりが求められます。私たち自身の反差別の情報発信も重要です。

以上のように私の体験と今日の部落差別の状況を報告しましたが、残念ながら日本には、これらの差別を禁止する法制度がありません。部落問題解決のための同和対策事業特別措置法以来の法律が去年で終了しましたが、法後の部落問題解決のための政策を政府は示していません。部落差別の現状を調べる調査さえ否定しています。人種差別撤廃条約も差別の禁止の条項を保留したままで、ILO条約の批准にも消極的です。さらには、政府の意向に沿う人権委員会設置を構想しています。様々な人権の保障を政府の示威で抑制しようとするかの様相です。現在、この人権委員会設置を含む法案の国会審議をめぐり、部落解放同盟は、国際的人権基準いわゆるパリ原則にもとづく政府からの独立と被差別当事者の参画を保障した、実効ある人権委員会の設置を求めています。